

⑪ 住宅建て替え中の土地に対する課税標準の特例適用に関する相談

【内容】

住宅の建て替え工事中で一定要件を満たす場合に、一時的に住宅用地とみなす
継続住宅用地特例の適用条件にかかる相談ができます。

【持ち物】

- ①納税通知書または課税通知書（共有者用）
- ②①がない場合は、運転免許証等の本人確認書類

【担当課】

市民生活部 資産税課

電話：072-841-1361